告 示

埼玉県告示第二百三十一号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清

司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

JR川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一 八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗にお ١١ て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前十時(二〇二のみ午前七時)から午後十時

(変更後)午前十時から午後十時

ただし、 株式会社成城石井の開店時刻は午前八時からとする。

八 変更年月日

平成二十六年二月十一日

二 届出年月日

平成二十六年二月十日

二 縦覧期間

平成二十六年二月二十一日から平成二十六年六月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年二月二十 一日から平成二十六年六月二十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課